

Q11-1.台湾の監査制度について教えてください。

台湾における監査制度には財務監査と税務監査の2種類があります。

■ 財務監査

財務監査とは、会社の財務諸表が台湾の一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されているかを第三者の立場から確認し、意見を表明する制度です。

資本金NT\$3,000万以上、または銀行からの借入金や保証がNT\$3,000万以上の会社は、財務監査を受けることが義務付けられています。この財務監査においては、台湾の会計士財務諸表監査規則および台湾で一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠した監査手続きが行われます。

■ 税務監査

税務監査は、外部の会計士が会社の税務計算が適切に行われているかを法人税監査準則に基づいて項目ごとに調査を行い、税務申告時にその結果をあわせて報告する制度です。これにより、税務申告書の信頼性を事前に確保することができ、管轄税務当局の調査人員の不足を補うことができます。

年間収入総額(営業収入と営業外収入の合計)がNT\$1億以上の会社に対しては税務監査が強制適用されますが、次の業種については規模を問わず、会計士による税務監査を受け、会計士による証明書を税務申告書に添付することが義務付けられています(所得税法第102条第2項、会計士税務監査を委託しての法人税申告弁法第3条)。

- ・ 銀行、信用組合、保険会社、投資信託会社、短期手形金融会社、ファイナンシャルリース会社、証券および先物会社
- ・ 公開会社
- ・ 法令により法人税の優遇を受けている会社で、総収入(営業収入と営業外収入の合計)がNT\$5,000万以上の会社
- ・ 金融持株会社法あるいは企業合併法により連結納税申告をする会社

税務監査を受けているといくつかの優遇措置があるため、強制適用にあたらずとも、多くの会社は会計士による税務監査を自発的に受けています。税務監査を受けている場合に得られる主な優遇措置は以下のとおりです。

1. 欠損金の繰越控除(同法第39条)

台湾においては、欠損金は原則として、将来年度の所得と相殺することができません。しかし、税務監査を受けている会社には、欠損金の10年間の繰越控除が認められています。

2. 交際費損金算入限度枠の拡大(同法第37条、同法第102条第3項)

交際費には、税務上の損金算入限度枠がありますが、税務監査を受けている会社の場合には、交際費の損金算入限度枠が拡大されます。

3. 税務当局による直接調査の回避

税務調査がないわけではありませんが、税務調査にあたって、まず会社ではなく、税務監査担当の会計士に対して質問がなされますので、税務調査対応の手間が軽減されます。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。